

都 労 連
年末一時金要求
11月14日まで
に回答を求める

経 済

経済支部ニュース第7号
2018年11月1日発行
発行責任者 野地喜徳
編集責任者 斉藤修二
都庁職経済支部
TEL 03-5320-7411
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

都労連年末一時金 2.5 月分を全額 期末手当で 12 月 10 日に支給を要求!



10月29日、都労連は年末一時金要求の対都団体交渉を行い、「年末一時金について、2.5月分を12月10日までに支給すること。支給にあたっては、全額を期末手当とすること。」を要求し、11月14日までに回答することを求めました。

団体交渉で、西川都労連委員長は、「日夜都民と真剣に向き合い、都政を根底から支えている職員の思いを真摯に受け止め、誠意ある回答を」と求めました。これに対し副知事は、都労連の一時金要求について、「早速、知事に報告

し、検討に入る」とした上で、「都においては、全国で最も高い特別給が勧告され、国や他団体との差が、さらに拡大する内容となっている。職員の勤務条件に対して、都民から注がれる視線が一層厳しさを増す中、本年の勧告の取り扱いについては、こうした諸情勢を踏まえながら、極めて慎重に判断しなければならぬ」と発言しました。

さらに、「職責・能力・業績主義の徹底や、働き方改革の更なる推進を通じて、東京2020大会とその先も見据えて、都が直面する課題への確かつ効果的に対応し、都民の信頼に応えうる執行体制を構築することが、不可欠である」「見直しを要する人事制度について、今給与改定交渉期において結論を得ていく必要がある」との見解を示しました。その上で、「昨年の交渉では、協議を継続するという異例のものとなったが、労使の信頼関係を大切にするという考えに、いささかも変わりはない」と労使協議で解決を図るという基本的立場を示しました。都労連は、「特別給の引き上げに、より一層慎重な姿勢を示したものと受け止めざるを得ず、到底容認することはできない。大都市東京の民間実勢や、厳しさを増す職員の生活実態を踏まえれば、引き上

げは当然であり、むしろ都労連の要求こそ、正当性があるものと確信する」と言明しました。その上で見直しを要する人事制度について、今給与改定交渉期において結論を得ていく必要があるとの都側の見解に対して「都労連要求に対して否定ありきの態度では、到底結論など得られない」「都側の対応如何によるもの」と都側の交渉姿勢を糾しました。(要求書は裏面に掲載)

10月29日は16時から都庁中央ホールで都労連第4波総決起集会が開催され、都労連五単組の多くの組合員が参加しました。都労連からは、この間の交渉の状況報告があり、続いて都労連五単組代表による闘う決意表明がありました。最後に都労連要求実現・賃金確定勝利の決議を行いました。要求実現に向けて職場からの結集をお願いします。

2018年賃金確定闘争予定

- 11月6日(火)8時～9時
新宿本庁舎早朝宣伝行動
- 11月7日(水)16時～
第5波総決起集会 都庁
- 11月7日(水)19時～
人事給与制度改善対都要請
- 11月14日(水)時間未定
第6波総決起集会 都庁

2018年10月29日

東京都知事

小 池 百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長

西 川 晋 司

2018年 年末一時金に関する要求書

10月12日、東京都人事委員会は、来年4月1日からの初任給引上げと初任層のみの給与改定という、事実上3年連続の給料据置き勧告を行いました。一時金・ボーナスについては、0.10月分の引上げを勧告しましたが、5年連続して改定分を勤勉手当へ配分するというものであり、都労連と各単組の要請を一切無視した不当勧告です。「今年こそは大幅賃上げ勧告を」と願った職員の期待を裏切った人事委員会勧告は、断じて認めることはできません。

私たち職員は、都民の命と暮らしを守り、公教育の充実のため、都民本位の都政を担う役割を持った労働者であることを自覚し、日々の仕事に取り組んでいます。2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の準備、待機児童の解消、超高齢社会への対応や災害に強い都市づくりの推進など、都政に求められる役割が年々多様化・高度化し、仕事量が増え続ける一方で、慢性的な超過勤務による長時間労働が是正されない厳しい状況のもとにあっても、職員は、東京都の行政サービスを低下させることなく、日夜、様々な分野の職場で、自らの職務に専念し、使命感をもって働いています。

私たちは、都政を担う職員であると同時に、自分自身と家族が健康で文化的な生活をおくるために働く労働者です。日本で一番の高物価で住居にかかる経費が高い首都圏で生活する職員の生計費を反映し、生活改善につながる大幅賃上げの実現を職員は求めています。この間、全職員のベースアップが2年連続して行われておらず、例月給の引き上げとともに一時金の支給月数増は、職員の強い要求です。

職員が安心して都民本位の都政をすすめる仕事ができるよう、下記のとおり年末一時金の支給について要求します。誠意ある回答を求めます。

記

- 1 年末一時金2. 5月分を12月10日までに支給すること。支給にあたっては、全額を期末手当とすること
- 2 上記1に対する回答を11月14日までにを行うこと



危険なオスプレイ配備の撤回を求める大集会に参加しました。

10月27日、福生市多摩川河川敷で、「横田基地にオスプレイはいらない10・27東京大集会」が開催されました。都内全域から約2千人が集まり、経済支部からも5名が参加しました。集会では、住宅地に隣接する横田基地へのオスプレイ配備の撤回を求めるアピールを採択し、横田基地周辺をアピール行進しました。